(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月27日

山口県知事 様

提出者

住 所 山口県周南市徳山港町3番1号 氏 名 三井化学株式会社 徳山分工場 分工場長 冨田 博

電話番号 0834-31-5880

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業場の名称	三井化学株式会社 徳山分工場
事	業場の所在地	山口県周南市徳山港町3番1号
計	画 期 間	令和6年 4月1日 ~ 令和7年 3月31日
当記	亥事業場において現に行	っている事業に関する事項
	①事業の種類	化学工業
	②事業の規模	9 8 億円/年
	③従 業 員 数	5 1 人
	④産業廃棄物の一連 の処理の工程	徳山分工場では、ウレタン樹脂の原料であるポリエーテルを製造している。発生する産業廃棄物処理はすべて外部委託している。 一連の処理の工程については別紙3及び別紙4に示す。

(日本産業規格 A列4番)

産業	養廃棄物の処理に係る管	理体制に	関する事	項						
	(管理体制図)									
	別紙5参照									
産業	 	<u></u> .関する事	耳			t t がラムに転用する事で、ドラム を t t t t t t t t t t t t t t t t t t				
			度 (令和 5	年月						
		産業廃	乗物の種	 類	別紙2-1の通り					
		排	出 :	<u></u> 量	t	t				
	① 現状	• 原料(までに実施の使用済み用量削減を	よドラ	ラムを、廃液用ドラムに軸	云用する事で、ドラム				
		【目標】								
		産業廃	薬物の種	類	別紙2-1の通り					
		排	出 :	量	t	t				
	②計画	・ドラ・プラン		量	削減を引き続き継続する。	且み、廃液の排出量				
産業	養廃棄物の分別に関する	事項								
	①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 石綿含有産業廃棄物については、他の廃棄物に混入しないよ 工事元請会社の排出責任により確実な分別・保管・処理を依 る。									
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組 ②計画 上記取り組みを継続する。									

自		利用に関する事項								
		【前年度(令和5年月	度)実績】							
		産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り							
		自ら再生利用を行った	t	t						
	 現状 	産業廃棄物の量	- T-VI)							
		(これまでに実施した 特に実施していない。								
		【目標】								
		産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り							
		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t						
	②計画	(今後実施する予定の	- D取組)							
		実施予定なし。								
自	L ら行う産業廃棄物の中間									
		【前年度(令和5年度)実績】								
		産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り							
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t						
	① 現状	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t						
		(これまでに実施した特に実施していない。								
		【目標】								
		産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り							
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t						
	②計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t						
		(今後実施する予定の 実施予定なし。	ク取組)							

自身	っ行う産業廃棄物の埋立	2処分又は海洋投入処分	に関する事項								
		【前年度(令和5年度	度) 実績】								
		産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り								
	① 現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t							
		(これまでに実施した取組) 特に実施していない。									
		【目標】									
		産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り								
	②計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t							
		(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。									
本书	 	・胆子で東西									
生ラ	を発来物の処理の安託に 		云〉 /#//ま 】								
		【前年度(令和5年度	も <i>) 夫</i> 領 】 								
		産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り								
産業		全処理委託量	t	t							
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t							
		再生利用業者への 処理委託量	t	t							
	① 現状	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t							
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t							
		よる契約を実施してい ・可能な限り優良認定	産業廃棄物を委託できる会	いる。							

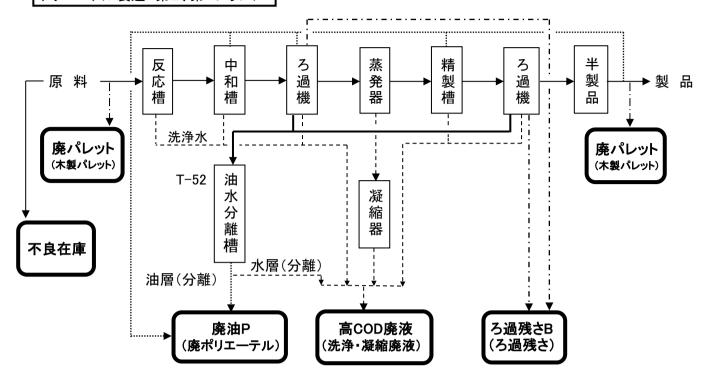
(第5面)

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	
	②計画	全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
)取組) E処理業者から選定する。 こついて、定期的な現地研	室認等を実施する。
※ 事	等 務処理欄			

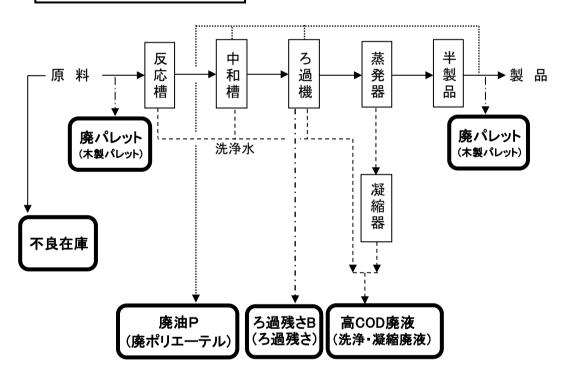
備考

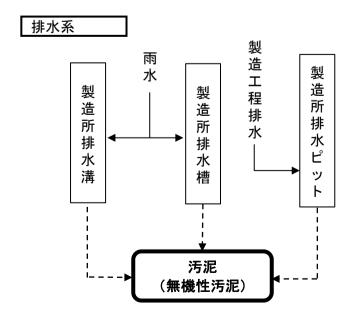
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請 完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ 事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

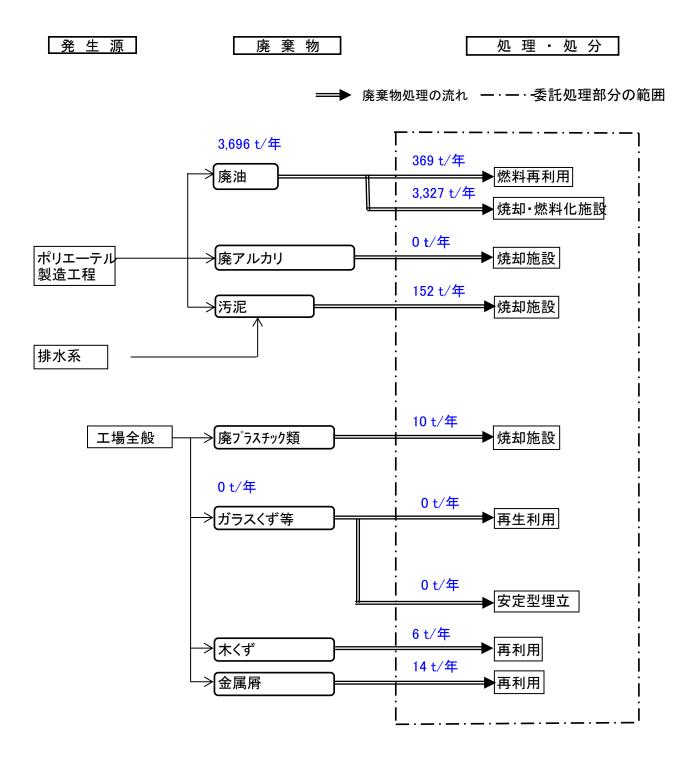
ポリエーテル製造 第2、第4プラント



ポリエーテル製造 第3プラント







別紙 5

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

管理組織図

統括責任者		所属:徳山分工場	役職:分工場長
廃棄物処理 管理責任者		組織名:安全・環境・品質グループ	役職:グループリーダー
	統括責任者	産業廃棄物の処理及び管理を統括する	
役割	廃棄物処理 管理責任者	1. 産業廃棄物等の処理・処分に関する長2. 環境の汚染を防止するため、排出部門3. 「廃棄物運搬予定表」、「産業廃棄物処棄物の発生量・組成等を把握し、合法方法を立案・実施する。 4. 産業廃棄物を外部に処分委託する場合業廃棄物処理業者に運搬ならびに処分を優先)。その際、廃棄物の種類等、い形で引き渡すとともに、最終埋立率計画を立案する。	長と緊密な連絡をとる。 理調査依頼書」により工場の廃 的、合理的な運搬、処理・処分 は、県知事等の許可を受けた産 を委託する(優良認定処理業者 適正処分を行うため処理しやす

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和6年度計画)

別紙2-1

 多量排出事業者
 名 称
 三井化学株式会社 徳山分工場
 所在地(市町名)
 周南市
 事業の種類
 化学工業

(単位・トン)

			排出抑制に関	する事項	自ら行う再生利	用に関する事項		自ら行う中間処	理に関する事項		自ら行う埋立処会	分等に関する事項					処理委託に	関する事項				(単位:トン)
区分			排出	ı.	自ら再生利 産業廃業	利用を行う 業物の量		回収を行う 棄物の量		により減量する 棄物の量	自ら埋立処分又 を行う産業	は海洋投入処分 廃棄物の量	全処理	委託量	優良認定処 処理引	理業者への 評託量	再生利用	業者への 委託量	認定熱回		認定熱回収業者以を行う業者への	以外の熱回収 処理委託量
		種 類	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
	燃	えた殻																				
	汚	泥	151.878	140									151.878	140	151.878	140					151.878	140
産	廃	ē油	3,695.883	3,360									3,695.883	3,360	3,695.883	3,360	368.800	340			370.153	340
产		酸	0.005	0									0.005	0	0.005	0						
	廃	アルカリ																				
	廃	プラスチック類	10.250	12									10.250	12	10.250	12					10.120	12
業	紐	もくず																				
	木	くず	5.970	4									5.970	4	5.970	4	5.970	4				
	絲	裁維くず																				
廃	動	が植物性残さ																				
196	動	物系固形不要物																				
	⊐	「ムくず																				
		≩属くず	13.520	14									13.520	14	13.520	14	13.520	14				
棄	ガ 陸	「ラスくず、コンクリートくず、 『磁器くず																				
	颔	はさい																				
	が	「れき類																				
\$勿	動	物のふん尿																				
193	動	物の死体																				
	[t	だいじん																				
	1	3号廃棄物																				
		計 (A)	3,877.506	3,530	0	0	0	0	0	0	0	0	3,877.506	3,530	3,877.506	3,530	388.290	358	0		532.151	492